

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集	(財政課)	一
○認証食品の認証	(食産業振興課)	一
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	一
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立(二件)	(水産業振興課)	二
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	二
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	三
公 告		
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(同)	六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		六
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)		八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)	九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)	一〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)	一一
○資金管理団体の届出	一一
○資金管理団体の指定取消しの届出	一一
公安委員会	
○宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則	一二

告 示

○宮城県告示第十二号

平成二十七年十一月二十七日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二十一号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
八二〇十	豆腐	有限会社新星 取締役社長 齊藤信	新星とうふ店	黒川郡大和町もみじヶ丘一 二十八―十二

二 認証年月日

平成二十七年十一月十三日

○宮城県告示第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

青木地区

二 処分の年月日

平成二十七年十一月九日

○宮城県告示第千二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、石巻地区加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、七ヶ浜町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千二十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第百四十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
仙台湾沿岸	給分漁港	次に掲げるイ点からラ点までを順次結んだ直線及びイ点とラ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 石巻市給分浜地区内金属標（北緯三八度一九分四六秒） 六・〇一七秒東経一四一度二八分二七・五四三六秒） イ点 基点A点から二六三度二七分三五秒五四・四一九メートルの地点 トルの地点 ロ点 イ点から一二七度五一分一秒一一・五四〇メートルの地点 ハ点 ロ点から一〇七度五五分一八秒四三・八四二メートルの地点 ニ点 ハ点から一九七度三一分二秒七一・三九八メートルの地点 ホ点 ニ点から二一九度五一分一秒八一・三三九メートルの地点 ヘ点 ホ点から二三三度〇四分四七秒二二・七三四メートル
給分浜地区	海岸	

ト点	の地点	ト点から二三六度一五分一二秒四五・六六一メートル
チ点	の地点	ト点から二五二度五八分一六秒三八・三六七メートル
リ点	の地点	チ点から二九八度〇四分五一秒二一・七七〇メートル
又点	の地点	リ点から二四一度〇九分三七秒一一・二五一メートル
ル点	の地点	又点から三三六度二九分五一秒九・〇三九メートル
ヲ点	の地点	ル点から二四一度〇九分三七秒五・三七一メートル
ワ点	の地点	ヲ点から三三一度〇九分三七秒一〇・六一メートル
カ点	の地点	ワ点から六一度〇九分三七秒六・四〇四メートル
ヨ点	の地点	カ点から三〇九度二〇分二六秒三・九四四メートル
タ点	の地点	ヨ点から三四九度三六分四六秒五・五四一メートル
レ点	の地点	タ点から六一度〇九分三七秒二六・四一〇メートル
ソ点	の地点	レ点から一一八度〇四分五一秒二三・九二四メートル
ツ点	の地点	ソ点から七一度〇二分三六秒二五・五七八メートル
ネ点	の地点	ツ点から五五度〇七分〇四秒三八・三四二メートル
ナ点	の地点	ネ点から三九度五〇分〇二秒八九・九八四メートル
ラ点	の地点	ナ点から三二七度一八分三一秒三八・〇一三メートル

○宮城県告示第千二十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
仙台湾沿岸	給分漁港	平成二十七年十一月二十日宮城県告示第千二十五号により海岸保全区域として指定した石巻市給分浜地区の給分漁港海岸保全区域のうち給分漁港区域に接する区域
給分浜地区	海岸	

○宮城県告示第千二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二二八番地先から 同郡同町小乗浜字小乗二九番七地先まで	前 A	七・二 五・六・四	四六七・三	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	後 B	七・〇 五・六・四	四六七・三		

○宮城県告示第千二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二二八番地先から同郡同町小乗浜字小乗二九番七地先まで	平成二十七年十二月一日

○宮城県告示第千二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町浦四八番九地先から同市唐桑町浦四八番八地先まで	平成二十七年十一月二十日

○宮城県告示第千三十号

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年十一月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十一月二十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

公 告

○県管千刈江地区土地改良事業農地整備事業計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
県管千刈江地区土地改良事業農地整備事業変更計画概要書
- 二 縦覧期間
平成二十七年十一月二十日から平成二十七年十二月二十一日まで
- 三 縦覧場所
大崎市役所
- 四 意見書の提出について

平成二十七年十一月二十日

提出期限 平成二十七年十二月二十一日

提出期限 平成二十七年十二月二十一日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一

電子メールアドレス nhinnbks@Pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十一月二十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市後楽町二番一の一部、二番四十六番、四番四の一部、二番四十五番、百二十九番の一部、百三十番一、百三十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 非接触三次元表面粗さ測定機 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十八年三月十八日(金)

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であることを要すること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ平成二十七年十二月八日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年十二月八日（火）まで2あて申し出る。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十二月八日（火）から平成二十七年十二月十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

なければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十二月十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年十二月二十二日（火）午前九時から平成二十八年一月六日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十八年一月六日（水）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成二十八年一月七日（木）午前十時 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Non-Contact 3D Surface Coarseness

Optical Profiler (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 18, 2016 (Fri)

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : January 6, 2016 (Wed), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury

Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 X線回折装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年十一月六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社リガク 東京都昭島市松原町三丁目九番十

二号

五 落札金額 二千四百七十九万四千六百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年九月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 X線テレビシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年十一月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 丸木医科器械株式会社 宮城県仙台市太白区西中田

三丁目二十番七号

五 落札金額 六千二百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十月二十日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

明るい石巻をつくる会 加賀 剛 小野寺光雄 石巻市開北二一五一一九 平成二十七年十月十三日

大泉のり子後援会 佐々木常夫 大泉 信幸 名取市名取が丘五一一二一六 平成二十七年十月二日

小野勝朗後援会 宍戸 哲也 一條 義雄 伊具郡丸森町耕野字中ノ沢七二 平成二十七年十月六日

小野のりこ後援会 門馬 基 笠松 義男 亘理郡亘理町長瀨字南原九一 平成二十七年十月五日

加賀たけしとポプラの会 高橋 正明 松本 秀一 石巻市開北二一五一一九 平成二十七年十月十三日

私鉄東北交通政策研 小池 泰博 藤岡 英昭 仙台市宮城野区五輪二一三一四六 平成二十七年

研究会

千石賢一後援会 千石 賢一 千石めぐみ 遠田郡浦谷町字本町一五一二 平成二十七年十月二十日

宮城県理学療法士連 榑 望 羽田 智大 黒川郡富谷町成田一三三一 平成二十七年十月八日

門田よしのり後援会 門田 幸治 佐藤 学 遠田郡浦谷町小里字右堂先一六一 平成二十七年十月十九日

渡辺しよじゅ後援 渡辺 庄寿 渡辺 雅子 巨理郡巨理町荒浜字隈崎六一四三 平成二十七年十月八日

○宮選管告示第百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党色麻町支部 山田 康雄 会計責任者の氏名 千葉 和夫 早坂 豊 平成二十七年八月二十四日

自由民主党宮城県郵 内ヶ崎 慎 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区錦町一四二一 橋二四二 平成二十七年九月二十八日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

大庭まさひろ後援会 大庭 雅寛 主たる事務所の所在地 仙台市泉区八乙女中央一四一 仙台市泉区八乙女二一六一二 平成二十七年九月二十六日

おのゆきお後援会 菊地 勇 主たる事務所の所在地 東松島市宮戸字大浜台七一 二ツ橋一 平成二十七年一月五日

三品彰夫後援会 太田 靖男 代表者の氏名 太田 靖男 三品 彰夫 平成二十七年十月二十一日

宮城県宅建政治連盟 伊藤昭太郎 政治団体の名称 宮城県宅建政治連盟 宮城県不動産政治連盟 平成二十七年十月一日

目黒越雄後援会 目黒 攻 代表者の氏名 目黒 攻 目黒 慶雄 平成二十七年十月十日

会計責任者の氏名 佐藤 幸治 目黒 攻

○宮選管告示第百四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

明るい石巻をつくる会 加賀 剛 平成二十六年十二月三十一日

伊藤よしあき後援会 安齋 久治 平成二十七年十月十日

岩田士郎後援会 大波 正己 平成二十七年九月三十日

加賀たけしとポブラの会 小松代富雄 平成二十六年十二月三十一日

幸福実現党仙台東後援会 安藤 和枝 平成二十七年十月二十七日

細谷れいじ後援会 細谷 禮二 平成二十七年十月一日

門田よしのり育てる会 門田 幸治 平成二十五年一月十日

○宮選管告示第百五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

加賀たけしとポブラの会

報告年月日 27.10.13 (26.12.31解散)

1 収入総額 225,000

前年繰越額 175,000

本年収入額 50,000

2 支出総額 80,000

<p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (100人) 50,000</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 80,000 組織活動費 40,000 機関紙誌の発行その他の事業費 40,000 機関紙誌の発行事業費 40,000</p> <p>○阿部健一郎氏(51歳) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年十一月二十日 宮城県選挙管理委員会 委員長 塚 光 輝</p> <p>(資金管理団体) 明るい石巻をつくる会 資金管理団体の届出をした者の氏名 加賀 剛 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 27.10.13 (26.12.31解散)</p> <p>1 収入総額 500,000 本年収入額 500,000</p> <p>2 支出総額 26,170 本年収入の内訳 500,000 寄附 500,000</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 26,170 組織活動費 26,170</p> <p>5 寄附の内訳 〔政治団体分〕</p>	<p>加賀たけしとボブアラの会 (その他の政治団体) 加賀たけしとボブアラの会 報告年月日 27.10.13 (26.12.31解散)</p> <p>1 収入総額 720,000 前年繰越額 145,000 本年収入額 575,000</p> <p>2 支出総額 580,000</p> <p>3 本年収入の内訳 (150人) 75,000 個人の党費・会費 500,000 寄附 500,000</p> <p>4 支出の内訳 580,000 政治活動費 40,000 組織活動費 40,000 機関紙誌の発行その他の事業費 40,000 機関紙誌の発行事業費 40,000</p> <p>5 寄附の内訳 500,000 〔政治団体分〕 民主党宮城県総支部連合会 500,000 仙台市青葉区 門田よしのり育てる会 報告年月日 27.10.27 (25.1.10解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>○阿部健一郎氏(51歳) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年十一月二十日 宮城県選挙管理委員会</p>
--	--

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(資金管理団体)
 明るい石巻をつくる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 加賀 剛

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 27. 10. 13 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 473,830

前年繰越額 473,830

2 支出総額 216,718

3 支出の内訳 216,718

政治活動費 216,718

組織活動費 216,718

(その他の政治団体)

加賀たけしとボブラの会

報告年月日 27. 10. 13 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 190,000

前年繰越額 140,000

本年収入額 50,000

2 支出総額 80,000

3 本年収入の内訳 (100人) 50,000

個人の党費・会費

4 支出の内訳 80,000

政治活動費 80,000

組織活動費 40,000

機関紙誌の発行その他の事業費 40,000

機関紙誌の発行事業費 40,000

門田よしのり育てる会

報告年月日 27. 10. 27 (25. 1. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第百五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(資金管理団体)

明るい石巻をつくる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 加賀 剛

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 27. 10. 13 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 257,112

前年繰越額 257,112

2 支出総額 157,658

3 支出の内訳 157,658

政治活動費 157,658

組織活動費 157,658

(その他の政治団体)

加賀たけしとボブラの会

報告年月日 27. 10. 13 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 170,000

前年繰越額 110,000

本年収入額 60,000

2 支出総額 80,000

3 本年収入の内訳 (120人) 60,000

個人の党費・会費

4 支出の内訳 80,000

政治活動費 80,000

組織活動費 40,000

<p>機関紙誌の発行その他の事業費 40,000</p> <p>機関紙誌の発行事業費 40,000</p> <p>門田よしのり育てる会 報告年月日 27. 10. 27 (25. 1. 10解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>○両議院議長兼田五十四郎 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年十一月二十日</p>	<p>宮城県選挙管理委員会 委員 塚 地 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>(資金管理団体) 明るい石巻をつくる会 資金管理団体の届出をした者の氏名 加賀 剛 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 27. 10. 13 (26. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 99,454 前年繰越額 99,454</p> <p>2 支出総額 68,470 3 支出の内訳 68,470</p> <p>政治活動費 68,470 組織活動費 68,470 (その他の政治団体) 伊藤よしあき後援会 報告年月日 27. 4. 13 (27. 10. 10解散)</p> <p>1 収入総額 1,200 前年繰越額 1,200</p> <p>2 支出総額 0</p>
<p>岩田士郎後援会 報告年月日 27. 3. 25 (27. 9. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>加賀たけしとボブアラの会 報告年月日 27. 10. 13 (26. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 165,000 前年繰越額 90,000 本年収入額 75,000</p> <p>2 支出総額 80,000 3 本年収入の内訳 80,000 個人の党費・会費 (150人) 75,000</p> <p>4 支出の内訳 80,000 政治活動費 80,000 組織活動費 40,000 機関紙誌の発行その他の事業費 40,000</p>	<p>幸福実現党仙台台東後援会 報告年月日 27. 3. 17 (27. 10. 27解散)</p> <p>1 収入総額 463,490 前年繰越額 463,416 本年収入額 74</p> <p>2 支出総額 3,774 3 本年収入の内訳 3,774 その他の収入 74 一件十万円未満のもの 74</p> <p>4 支出の内訳 3,774 経常経費 3,774 備品・消耗品費 3,774</p> <p>細谷れいじ後援会 報告年月日 27. 3. 3 (27. 10. 1解散)</p>

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 ○宮城県告示第百五十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

伊藤よしあき後援会

報告年月日 27.10.14 (27.10.10解散)

1 収入総額 1,200
 前年繰越額 1,200

2 支出総額 1,200

3 支出の内訳
 政治活動費 1,200
 組織活動費 1,200

岩田土郎後援会

報告年月日 27.10.1 (27.9.30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

幸福実現党仙台東後援会

報告年月日 27.10.29 (27.10.27解散)

1 収入総額 588,803
 前年繰越額 459,716

2 支出総額 129,087

3 本年収入の内訳 588,803

寄附 129,000

個人分 129,000
 その他の収入 87
 一件十万円未満のもの 87

4 支出の内訳
 経常経費 4014
 備品・消耗品費 4014
 政治活動費 584,759
 寄附・交付金 584,759

5 寄附の内訳
 【個人分】
 年間五万円以下のもの 129,000

細谷れいじ後援会

報告年月日 27.10.23 (27.10.1解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮城県告示第百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
加賀 剛	宮城県議会議員	明るい石巻をつくる会	石巻市開北二一五一一九	平成二十七年一月一日
渡辺 庄寿	宮城県議会議員	渡辺しゅうじゅ後援会	亶理郡亶理町荒浜字隈崎六一四	平成二十七年十月八日

○宮城県告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
 平成二十七年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出
資金管理団体の届出
をした者の氏名
資金管理団体の名称
取消年月日

加賀 剛 明るゝ石巻をつくる会 平成二十六年十二月三十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第11号
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則を次のように定める。

平成27年11月20日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第68号。以下「条例」という。）第16条第3項に規定する公安委員会規則で定める警察職員、同条第4項に規定する警察職員の身分を示す証明書、第19条第1項に規定する要請及び同条第2項に規定する通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査を行う警察職員)

第2条 条例第16条第3項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策局長が刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課の職員及び警察署の職員の中から、それぞれ指定するものとする。

(身分証明書の様式)

第3条 条例第16条第4項に規定する警察職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第1号のとおりにとする。

(知事への要請)

第4条 条例第19条第1項に規定する要請は、措置要請書（別記様式第2号）により行うものとする。
(知事への通知)

第5条 条例第19条第2項に規定する通知は、禁止行為者通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

附 則
この規則は、平成27年12月1日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)

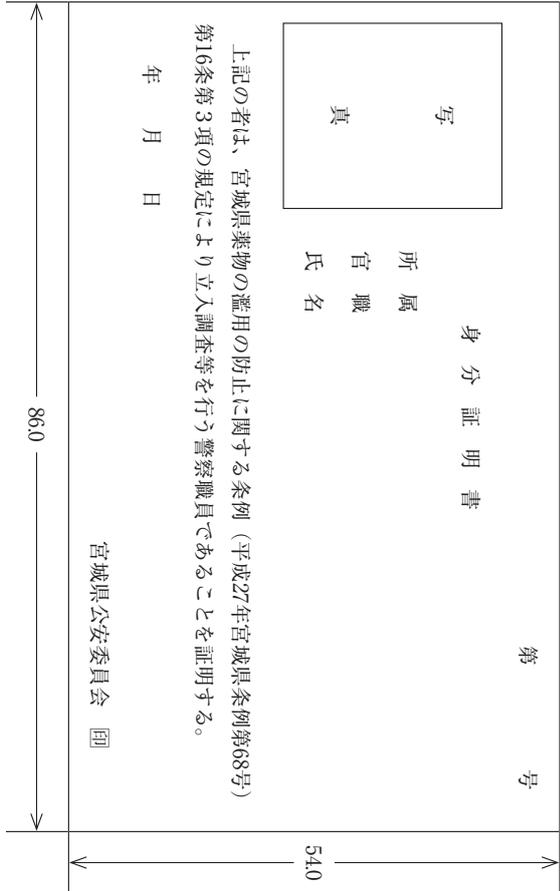
表面

写 真	身 分 証 明 書	第 号
官 職 氏 名	所 属	

上記の者は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第68号）第16条第3項の規定により立入調査等を行う警察職員であることを証明する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印



宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第68号）抜粋

- (立入調査等)
第16条 略
2 略
3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 前2項の場合において、第2項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第2号 (第4条関係)

宮公委第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

措置要請書

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり要請します。
記

措置要請に係る者	住所 氏名 生年月日	年 月 日生 (歳)
	所在地 法 及 人 び 代 表 者 氏名	住所 氏名
措置要請に係る宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号に掲げる薬物の名称等	<input type="checkbox"/> 知事指定薬物	
	<input type="checkbox"/> その他の薬物	
要 請 事 項		
備 考		

注 該当する□にレ印を付すること。

別記様式第3号 (第5条関係)

宮公委第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

禁止行為者通知書

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり通知します。
記

禁止行為発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
禁止行為発見場所	
禁止行為者	住所 氏名 生年月日
	年 月 日生 (歳)
禁止行為内容及び代表者	所在地 名称
	住所 氏名
禁止行為の内容	
備考	

注 「禁止行為」とは、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第5号及び第6号に規定する行為をいう。